

一部改正されました

恵庭市まちづくり基本条例

問合せ先  
企画課  
(☎ 33-3131 内線 4701)

協働のまちづくりの実現を図ることを目的として、平成26年に制定された「恵庭市まちづくり基本条例」。

2023年8月号でお知らせしていたとおり、2023年2月に「恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会」（以下、検討委）を設置し、条例の見直しと改正についての議論を重ねてきました。今回は、計6回の「検討委員会」及び市民の皆さんを対象とした「協働のまちづくり意見交換会」を経て、2023年12月に一部改正された内容について、皆さんにお知らせします。



本条例は、市民自治によるまちづくりの実現に向け、市民、議会、市長などの執行機関とその職員の役割や権利と責務を定め、「協働のまちづくり」を進めるための基本的な事項が取りまとめられています。また5年を超えない期間ごとに、社会情勢に適合しているか内容を見直すことが定められており、平成30年度の検証時は、改正の必要なと判断されました。2度目の見直し時期を迎えた今回、検討委は、前回の検証時に設定した4つの重点項目を中心に検証しました。

- ① 市民の協働によるまちづくりへの参画
- ② 地域関係団体の協働によるまちづくりの取り組み
- ③ 職員の協働によるまちづくりの取り組み
- ④ 議会・議員の協働によるまちづくりの取り組み

また昨年8月には、①市民活動、②町内会、③子どもの体験活動、④市民と職員・議員の協働、の4つテーマに分かれて「意見交換会」を実施。市民の皆さんにも意見をもらうことで、「協働のまちづくり」の基本に立ち返ることができました。

このような検討を経て作成した「検証報告書」は、協働のまちづくりの進展が期待できる改正内容に。検討委は「制定から10年が経過し、情報通信技術の急速な進展に伴うデジタルの活用、脱炭素社会の実現に向けた取り組み、新型コロナウイルスの影響による市民活動の停滞、令和4年度に実施した全国都市緑化北海道フェアの主会場を担ったことなど、社会情勢が大きく変化していることから、改正が必要」との結論を出し、昨年9月に市長へ報告書を提出しました。

## 恵庭市まちづくり基本条例

改正後 前文

私たちは、澄んだ空気・きれいな水・美しい緑・広がる田園風景・豊かな食資源、そして交通の利便性、きめ細かな子育て支援・行き届いた読書環境・活発な文化やスポーツ活動など「恵まれた庭」の住みよい環境の中で、「ふるさとに誇りを持つ子どもたちを健やかに育てたい」「誰もが健康で安心して暮らしたい」「仲間がいて生きがいのある暮らしをしたい」と願っています。

その願いを叶えるため、市民と市民がつながり、市民と行政がつながり、それぞれが果たすべき役割と責任を理解して、市民主導による花のまちづくり活動が実を結び、その結果、これからも市民がひとつになって「花のまちづくり」を育て、継承していくことを誓うシンボルとして「恵庭市花と緑の記念日を定める条例」につながったことは私たちの財産です。

これからも私たちは、豊かな自然環境を守りながら、子どもたちが大人になっても希望と誇りをもって心豊かに安心して暮せるまちに発展させ、次世代に引き継ぐために、自分のことから積極的に取り組む活動を続けることが必要です。

恵庭市民憲章の精神のもと、市民・議会・行政が共に考え、市民が住み続けたいと思うまちの実現を目指し、世代を超えて市民と市民がつながり、市民主導で地域社会をともに創っていく「誰にとってもやさしい共生のまち」が持続的に発展できるよう、この条例を制定します。

### 条文改正についての意見（前文） （恵庭市まちづくり基本条例検証報告書より）

前文には、一般的に条例の制定由来や経緯と、その基本原理を述べたものとなります。条例制定時の決意である市民の願いやその願いを実現する手法として、市民の手によるまちづくりの先例である「花のまちづくり」の文言を残し、その活動が実を結び、2022年の全国都市緑化北海道フェアの開催や「恵庭市花と緑の記念日を定める条例」の制定につながった経緯を追加しました。

また、花や緑などの地域特性や自然が有する機能や魅力を活かした市民との協働の観点や、次世代を担う子ども達が地域の中で多様なつながりを持ちながら生きる力を育む共生のメッセージを盛り込みました。

更には、未曾有のコロナ禍において、人と人とのつながりが希薄になったことから、改めて、人と人とのつながりの大切さや地域社会の大切さを再認識することとなったため、地域課題に対応していくためには行政だけでなく市民主体で地域社会を作っていくことの必要性と人のつながりの大切さなどを「誰にとってもやさしい共生のまち」として盛り込みました。

## 改正にあたっての見直しのポイント

### ・前文

コロナ禍の中でコミュニケーションの重要性を再認識したことから「共生のまち」というメッセージを記載

### ・第12条

市民がまちづくりに参加できる場を設ける。気軽に意見を出しやすい手法を例示して参画しやすい環境づくりに配慮

### ・第14条

町内会の重要性を再認識したことから、市民も町内会の果たす役割を認識して町内会活動の参加に努める規定を追加。市としても町内会の活動の周知や財政支援に努めることを追記

### ・第24条

時代に即した対応（デジタル社会、脱炭素社会について新設）



報告書を受け、市も条例の見直しが必要と判断し、一部改正を実施することとなりました。条例全文は市ホームページで読むことができますので、今回は、改正された条例の前文だけを紹介。改正部分には下線を引いています。前文には、条例の制定由来や経緯、その基本原理が述べられていることから、一読いただくことで、この条例がどのような思いで作られ、引き継がれてほしいのかが伝わると思います。

また、条例は今改正したことで終わりではありません。次期の見直しまでの間は、次の5点を重点項目として、今後どのように進展していくのか確認することとしました。

- ①市民参加のしやすい環境づくり
- ②コミュニティの担い手育成
- ③町内会などの協働
- ④デジタル社会・脱炭素社会の対応
- ⑤職員と市民との協働・議員と市民との協働

地域の特性を最大限に生かした独自のまちづくりをするためには、これからの市政運営に市民参加が不可欠です。これからも市民活動が盛んなまちに発展できるよう、このまちづくり基本条例を基に、市民、議会、行政それぞれが役割を果たし、市民に開かれたまちづくりを目指していきます。